

電気料金メニュー約款  
(エコアのeでんき 九州エリア)

取次業者：株式会社エネクスライフサービス

小売電気事業者：九州電力株式会社

2023年4月1日改定



伊藤忠エネクスグループ

**株式会社エネクスライフサービス**

第1条	適用	1
第2条	定義	1
第3条	料金メニュー約款の変更	1
第4条	契約種別	1
1.	e ファミリープラン	1
(1)	適用条件	1
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	1
(3)	契約電流	1
(4)	電気料金	1
2.	e ファミリープラン ライト	2
(1)	適用条件	2
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	3
(3)	契約電流	3
(4)	電気料金	3
3.	e ジョブプランF	4
(1)	適用条件	4
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	4
(3)	契約電流	4
(4)	電気料金	4
4.	e ビジネスプランF	5
(1)	適用条件	5
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	5
(3)	契約容量	5
(4)	電気料金	5
5.	e ビジネスプラン	6
(1)	適用条件	6
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	6
(3)	契約容量	6
(4)	電気料金	6
6.	e パワーユースプランF	7
(1)	適用条件	7
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数	8
(3)	契約電力	8
(4)	電気料金	8
(5)	その他	9

7. e パワーユースプラン.....	9
(1) 適用条件.....	9
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数.....	9
(3) 契約電力.....	10
(4) 電気料金.....	10
(5) その他.....	11
第5条 請求方法、支払期日および料金の支払い方法.....	11
附 則.....	12
別紙1 負荷設備の入力換算容量.....	13

## 第1条 適用

この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が九州電力株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで九州電力送配電株式会社の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。

## 第2条 定義

以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

### 1. 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

### 2. その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

## 第3条 料金メニュー約款の変更

1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第3条（電気需給約款等の変更）を適用します。この場合、本約款第3条（電気需給約款等の変更）において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。
2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

## 第4条 契約種別

### 1. eファミリープラン

#### (1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用します。

#### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

#### (3) 契約電流

(a) 契約電流は20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客様の申し出によって定めます。

(b) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(c) 電気の使用実態に応じ、(a)または(b)で定めた契約電流が不相当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議により、契約電流の変更をすることができるものとします。

#### (4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.1によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記

載のX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 20 アンペア	632 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	948 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,264 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,581 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,897 円 44 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

契約電流 20 アンペア	120 キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 27 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 87 銭
	上記超過1キロワット時につき	26 円 86 銭
契約電流 30 アンペア	120 キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 27 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 18 銭
	上記超過1キロワット時につき	26 円 08 銭
契約電流 40 アンペア 50 アンペア 60 アンペア	120 キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 27 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	22 円 03 銭
	上記超過1キロワット時につき	24 円 78 銭

(c) 最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、そのひと1月の料金は、次の最低月額料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1 契約につき	334 円 26 銭
---------	------------

2. e ファミリープラン ライト

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」とい

います。)が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用します。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約電流

(a) 契約電流は30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客様の申し出によって定めます。

(b) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けません。

(c) 電気の使用実態に応じ、(a)または(b)で定めた契約電流が不相当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議により、契約電流の変更をすることができるものとします。

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 30 アンペア	904 円 17 銭
契約電流 40 アンペア	1,205 円 56 銭
契約電流 50 アンペア	1,506 円 95 銭
契約電流 60 アンペア	1,808 円 34 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの1キロワット時につき	17 円 40 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	22 円 72 銭
上記超過 1 キロワット時につき	25 円 57 銭

(c) 最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、そのひと1月の料金は、次の最低月額料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1 契約につき	334 円 26 銭
---------	------------

3. e ジョブプランF

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が5アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約電流

(a) 契約電流は5アンペア、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客様の申し出によって定めます。

(b) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(c) 電気の使用実態に応じ、(a)または(b)で定めた契約電流が不相当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議により、契約電流の変更をすることができるものとします。

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4(燃料費調整)別表(燃料費調整単価算出係数等)に記載のX円(以下単に「X円」といいます。)を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 5 アンペア	お客様との協議によって個別に決定
契約電流 10 アンペア	
契約電流 15 アンペア	
契約電流 20 アンペア	

契約電流 30 アンペア	
契約電流 40 アンペア	
契約電流 50 アンペア	
契約電流 60 アンペア	

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの1キロワット時につき	お客様との協議によって個別に決定
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	
上記超過 1 キロワット時につき	

(c) 最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、そのひと1月の料金は、次の最低月額料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1 契約につき	334 円 26 銭
---------	------------

4. e ビジネスプランF

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記

載のX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	お客様との協議によって決定
-------------------	---------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120キロワット時までの1キロワット時につき	お客様との協議によって決定
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	
上記超過1キロワット時につき	

5. e ビジネスプラン

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1000

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	316 円 24 銭
---------------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

契約容量 6 キロボルト アンペア	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 48 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 48 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	22 円 48 銭
契約容量 7 キロボルト アンペア	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 26 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 26 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	22 円 26 銭
契約容量 8 キロボルト アンペア	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 03 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 03 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	22 円 03 銭
契約容量 9 キロボルト アンペア	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 79 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 79 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	21 円 79 銭
契約容量 10 キロボルト アンペア以上	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 57 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 57 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	21 円 57 銭

(注) 新規加入を停止しております。

6. e パワーユースプラン F

(1) 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。〔ただ

し、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。]

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(3) 契約電力

(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別紙 1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。]

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1000$$

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	お客様との協議 によって決定
-----------------	-------------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第 2 条 1.に記載の期間とし、その他季とは、第 2 条 2.に記載の期間とします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

夏季 料金	1 キロワット時につき	お客様との協議 によって決定
その他季 料金	1 キロワット時につき	

(c) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。

(5) その他

- (a) お客様は、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。
- (b) お客様が、需要場所における主開閉、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

7. e パワーユースプラン

(1) 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客様向けのプランとあわせて契約する場合は、契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。[ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客様向けのプランとあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。]

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(3) 契約電力

- (a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別紙1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。]

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

- (b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

- (イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。

- (ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1000

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,023円23銭
---------------	-----------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条1.に記載の期間とし、その他季とは、第

2条2.に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

夏季料金	1キロワット時につき	17円25銭
その他季料金	1キロワット時につき	15円57銭

(c) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(5) その他

- (a) お客様は、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。
- (b) お客様が、需要場所における主開閉、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

(注) 新規加入を停止しております。

第5条 請求方法、支払期日および料金の支払い方法

1. 支払期日は、当社の媒介業者があらかじめお客様に別途お知らせした日とします。ただし当該日が営業日ではない場合、当該日の翌日以降の最初の営業日を支払期日とします。
2. 電気料金およびその他のお客様にご請求する金額の請求書は電子データにてお客様に提供するものとし、当社の媒介業者のウェブサイトを通じ電子データの提供をもって請求を行ったものとします。また、当社の媒介業者とガスの供給契約を締結されているお客様に限り、ガスの「検針請求書」の送付をもって電気料金のご請求をいたします。なお、お客様より別途事前のお申し出があった場合には、発行手数料として1月あたり200円(税別)をお支払いいただくことにより、電子データによる請求に代えて、毎月紙媒体の請求書をご送付します。この場合、発行手数料は請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。
3. 電気料金については毎月、当社の媒介業者が指定する以下の方法により支払っていただきます。
  - (1) 口座振替(お客様の指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法をいいます。)
  - (2) クレジット引き落とし(当社の媒介業者が指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社の媒介業者が指定した金融機関等を通じて払い込む方法をいいます。)
4. お客様が料金を前項第(1)号または前項第(2)号により支払われる場合は、以下のときに当社の媒介業者に対する支払いがなされたものとします。
  - (1) 前項第(1)号により支払われる場合は、電気料金がおお客様の指定する口座から引き落とされたとき。
  - (2) 前項第(2)号により支払われる場合は、電気料金はそのクレジット会社により当社の媒介業者が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

## 附 則

### この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2023年4月1日より実施します。

### 約款改定・改訂履歴

2022年6月1日制定
2022年10月1日改定
2023年4月1日改定

別紙 1 負荷設備の入力換算容量

1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)、(2)、(3)および(4)によります。

(1) けい光灯

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200パーセント	

(2) ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

(3) スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

(4) 水 銀 灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	300
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

## 2.誘導電動機

### (1)単相誘導電動機

- a 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- b 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力 (ワット) ×133.0パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

### (2) 3相誘導電動機

換 算 容 量 (入力〔キロワット〕)		
出力 (馬力)	×	93.3パーセント
出力 (キロワット)	×	125.0パーセント

### 3.レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量（入力） (キロボルトアンペア)	
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。	
診察用装置	95キロボルトピーク 以下	20ミリアンペア以下	1	
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5	
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2	
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3	
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4	
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5	
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5	
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10	
	95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5	
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6	
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8	
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5	
	100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5	
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16	
	125キロボルトピーク 超過 150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11	
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5	
	蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
		0.75マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3		

#### 4.電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

- (1) 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます）の場合

入力（キロワット）×最大定格1次入力（キロボルトアンペア）

×70パーセント

- (2) (1)以外の場合

入力（キロワット）×実測した1次入力（キロボルトアンペア）

×70パーセント

#### 5.その他

- (1) 1. 2. 3. および4. によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
- (2) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
- (3) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。